

下水道施設等の水質及び汚泥分析業務委託仕様書

た つ の 市

令和 8 年度下水道施設等の水質及び汚泥分析業務委託

1 委託対象施設

(1) 龍野西浄化センター				たつの市揖西町南山
(2) 室津浄化センター				// 御津町室津
(3) 揖西処理場				// 揖西町佐江
(4) 中垣内処理場				// 揖西町中垣内
(5) 時重クリーンセンター				// 新宮町時重
(6) 上筋原クリーンセンター				// 新宮町上筋原
(7) 曾我井クリーンセンター				// 新宮町曾我井
(8) 福栖クリーンセンター				// 新宮町福栖
(9) 千本クリーンセンター				// 新宮町千本
(10) 大屋・善定クリーンセンター				// 新宮町大屋
(11) 牧クリーンセンター				// 新宮町牧
(12) 馬場クリーンセンター				// 揖保川町馬場
(13) 角亀コミュニティプラント				// 新宮町角亀
(14) 流域下水道接続点				// 龍野町富永
(15) 合併浄化槽	2 2 0 人槽	1 基	//	新宮町新宮 (県住)
	8 5 人槽	1 基	//	新宮町栗町 (市住)
	3 5 人槽	2 基	//	新宮町鍛冶屋(西栗栖コミセン、個人宅)

2 業務の内容

- (1) 上記 1 の (1) ~ (13) に掲げる施設の流入水と放流水の水質分析及びそのデータ整理
- (2) 上記 1 の (1)、(2) に掲げる施設の汚泥の分析及びそのデータ整理
- (3) 上記 1 の (14) に掲げる施設の水質分析及びそのデータ整理
- (4) 上記 1 の (15) に掲げる合併浄化槽の水質分析及びデータ整理

3 測定項目及び測定回数

水質分析と汚泥分析調査の項目及び回数は別紙 1 ~ 3 のとおりとする。

ただし、測定回数については、予定数量とする。

なお、放流水質の状況を踏まえ、監督員の指示により、履行期間内に測定回数に増減が生じた場合は、契約変更の対象とし、入札時に提出された積算内訳書に記載された単価をもって変更するものとする。

4 試料の採取

試料の採取は、次のとおりとする。

- (1) 試料の採取は受託者が行うものとする。

- (2) 上記1の(1)から(13)の施設の放流水に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量については、
- ・指定計測法（手分析（1日3回以上資料を採取したもの））
 - ・コンポジットサンプラーで、午前1時から午後12時まで1時間おきに24検体採取し、流量比例混合したもの
どちらか1検体とする。

5 報告

分析結果は、1ヶ月単位で報告するものとし、分析結果証明書及び計量証明書を製本化して、翌月上旬に監督員に提出すること。

また、年度末においては年報を提出すること。

提出部数は、月報及び年報ともに1部とする。

6 その他

受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 組織表（現場管理及び安全管理等）
- (3) 業務計画書（測定計画、測定方法等）
- (4) 業務される従業員名簿
- (5) その他市が必要とする書類

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と受託者とが協議して定めるものとする。